

貸与しているiPad(タブレット端末)における補償制度について

平素より本市の教育及びタブレット端末の貸与にご理解・ご協力をいただき誠にありがとうございます。

この度、令和2年度に紹介しましたタブレット端末の補償期間が終了します。令和3年度の補償制度について紹介いたします。貸与しているタブレット端末の破損、盗難による損害につきましては、その瑕疵により各ご家庭の責任において原状に復帰するための費用負担をお願いしており、高額な修理費用等が予想されますので、万が一の対応としての補償制度の活用をご検討ください。

保護者の皆様には、趣旨をご理解いただき下記 URL 又は QR コードから、入力フォームを開きご加入の有無を回答してください。なお、ご加入を希望されない方もお手数ですが回答くださいますようお願いいたします。

記

1 補償制度について

《補償内容》 動産総合保険

不測かつ突発的な事故によって保険の対象に生じた損害を補償します。

- ①火災、落雷、破裂、爆発 ②風災、雹災、雪災 ③盗難 ④水ぬれ（排水管からの水ぬれ）
- ⑤他物の衝突 ⑥騒じょう・労働争議等 ⑦破損・汚損など

《補償できる主な事例》

- ・児童が使用中に誤って落としてしまい画面のカバーガラスを割ってしまった。
- ・自宅で床に置いていた iPad を家族が誤って踏んでしまい壊してしまった。等

《補償できない主な事例》

- ・劣化、自然故障による不良、不具合。
（突然充電できなくなった。画面が映らなくなった）⇒原因を調査し交換します。
- ・故意・重大な過失による破損。（iPad を地面にたたきつけて壊してしまった。）
- ・紛失。（下校途中 iPad をベンチに置き忘れてしまい紛失してしまった。）等

《補償限度額》

補償限度額 1 回 52,000 円 (iPad)

※有線キーボード、電源アダプタ、充電ケーブル、ケースの破損は対象外です。

《補償期間・加入費用》

補償期間 1 年間（令和3年4月1日～令和4年3月31日）

制度加入費用（1年間） 820 円

2 加入・非加入の確認について

以下の URL 及び QR コードから、google フォームを開き、必要事項を入力してください。

入力内容：①児童生徒の氏名②学校名③4月からの学年④加入希望の有無

⑤タブレットのラベル番号⑥タブレットのシリアル番号

https://docs.google.com/forms/d/e/1FAIpQLSenLVsYCdQbDfpRRyjIq4GrTuqOiCB3YLhLXcj-k6kYK1wUvg/viewform?vc=0&c=0&w=1&flr=0&usp=mail_form_link

回答期限：令和3年3月28日(日)

期限までの加入回答をもって4月1日からの補償を開始します。



3 加入費用の支払い

学校集金ではなく、指定口座に振り込みをお願いします。振込手数料が別途必要となりますので、あらかじめご了承ください。

入金額： 820 円（小中学生共通 4月1日開始）

振込口座： みずほ銀行稲城中央支店（店番 770）（普）3026367

稲城第五中学校タブレット保険口座

イギダ イコ チュウガ ッコウタブレットホケンコウザ

振込人名：「学年、お子さんの氏名（カナ入力）、タブレットラベル名」とします。

（例）2年 山田太郎 01s 第一小 001

2ヤマダタロウ 01S001 ※このように記入又は入力してください。

学年	入金日
新小学2、3年・新中学2年	3月22日(月)～3月29日(月)
新小学4、5年・新中学3年	3月30日(火)～4月6日(火)
新小学6年	4月7日(水)～4月14日(水)

入金記録の集計を効率化するため学年別の入金日に振込みをお願いします。

加入申込み名と入金記録名を照合するため、兄弟がいる場合も1件ずつ入金してください。

4 タブレットの付属品が破損した場合について

キーボード、ケース、電源アダプタ及び充電ケーブルの破損は補償の適用ではありません。破損した場合には、学校にご連絡ください。

5 その他

小学校、中学校の新1年生の加入については入学後にお知らせします。

○補償内容に関する問い合わせ先
株式会社ブレス TEL042-378-0330
○加入方法に関する問い合わせ先
教育委員会指導課 TEL042-378-2111